

作成日: 1995 年 8 月 3 日
改訂日 (V. 14BC): 2023 年 8 月 7 日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称: 日農エルサン乳剤

会社名: 日本農薬株式会社
住 所: 〒104-8386 東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 8 号 京橋OMビル
担当部門: 環境安全・品質保証部
TEL. 050-3490-3494
e-mail: kankyuanzen@nichino.co.jp
緊急連絡電話番号: (平日) 050-3490-3494 (環境安全・品質保証部)
(休日、夜間) 04-2929-8961 (A L S O K)
推奨用途及び使用上の制限: 農薬(殺虫剤)、農薬登録の範囲外の使用は不可
SDS 番号: 504-15(M11)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分 3
	自然発火性液体	区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	区分 4
	急性毒性(経皮)	区分 4
	急性毒性(吸入: 蒸気)	区分外
	急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	区分外
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分 2 B
	皮膚感作性	区分 1
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 1 B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1 (神経系、呼吸器、 肝臓、腎臓)
環境有害性		区分 3 (気道刺激性、麻酔 作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1 (呼吸器、神経系)
		区分 2 (肝臓、血液系)
	水生環境有害性(急性)	区分 1
	水生環境有害性(長期間)	区分 1

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
引火性液体及び蒸気
飲み込むと有害

皮膚に接触すると有害

眼刺激

アレルギー性皮膚反応をおこすおそれ

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

臓器(神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)の障害

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器、神経系)の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(肝臓、血液系)の障害のおそれ

水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 容器を密閉しておくこと。
- 容器を接地すること。アースをとること。
- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
- 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
- 火花を発生させない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 必要なとき以外は環境への放出を避けること。

【応急措置】

- 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
- 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合：医師の診断を受けること。
- 皮膚刺激又は発しんが生じた場合：医師の診断を受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断を受けること。
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分が悪いときは、医師の診断を受けること。
- 漏出物を回収すること。

【保管】

- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。容器を密閉しておくこと。
- 施錠して保管すること。

【廃棄】

- 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：特に無し。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名)：ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
(P A P)

成分及び含有量：

成分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
P A P	50.0%	2597-03-7	—	—
〈その他〉				
キシレン	10% (9～12%)	1330-20-7	既存物質	(3)-3
エチルベンゼン	10% (8～11%)	100-41-4	既存物質	(3)-28
ベンゼン	0.28%	71-43-2	—	(3)-1
灯油	18%	8008-20-6	(12)-140	(9)-1702
トルエン	1.1%	108-88-3	—	(3)-2
界面活性剤等	残	—	—	—

4. 応急措置

眼に入った場合：清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合ははずし、その後も洗浄を続ける。医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱がせ、付着部を多量の水と石鹼でよく洗浄する。異常が現れた場合には、医師の診断を受ける。放置すると皮膚から吸収され中毒を起こすことがある。

吸入した場合：被災者を速やかに新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：口の中をすすぎ、コップ1～2杯の水または卵白を飲ませる。医師の診断を受ける。吐かせてはならない。(揮発性液体を含むので、吐かせるとかえって危険が増すことがある。) 意識の無いときには口から何も与えてはならない。本剤等の有機りん剤の解毒剤としては、硫酸アトロピン製剤が知られている。

5. 火災時の措置

消火時の注意：消火活動には適切な保護具(自給式呼吸保護具等)を着用する。加熱されることによって有害ガスが発生することがある。蒸気、煙等の吸入を避ける。消火水が下水や河川に流れ込まないよう適切な処置をとる。

消火剤：粉末、泡沫、炭酸ガス、砂、霧状水
使ってはならない消火剤：情報無し。

6. 漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを取り除く。適切な保護具(保護衣、保護眼鏡、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、ガスやミストを吸い込まないようにする。漏出物を土、砂等に吸収させ、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い： 局所排気装置を設置し、換気のよい場所で行う。適切な保護具を着用し、ガスやミストを吸い込んだり、眼、皮膚に触れないようにする。着火源となるものの付近では取扱いをしてはならない。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管： 容器を密閉し、換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かない危険物・毒劇物倉庫に施錠して保管する。盗難・紛失の際は警察に届け出る(劇物)。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策： 局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、うがい、安全シャワー設備を設置する。

個人用保護具： 状況に応じた適切な保護具を着用する。保護眼鏡、保護面、保護マスク、保護衣(長袖・長ズボン、不浸透性)、エプロン、ゴム手袋(耐油性)作業時に着用していた衣類等は、他のものと分けて洗濯する。

9. 物理的及び化学的性質

外観： 赤黄色澄明可乳化油状液体
臭い： 特異臭あり。
比重： データ無し。
pH： 3.5~6.0(1%)
引火点： 35.5℃
発火点： >102℃
自然発火性： 常温で空気と接触しても自然発火しない。

10. 安定性及び反応性

化学的安定性： 通常の条件下では安定。
危険な反応： 知られていない。
危険有害な分解生成物： 知られていない。

11. 有害性情報

急性経口毒性： ラット LD₅₀ 値 (mg/kg) ♂ 348 ♀ 325
マウス LD₅₀ 値 (mg/kg) ♂ 1230 ♀ 1080
急性経皮毒性： ラット LD₅₀ 値 (mg/kg) ♂ 1715 ♀ 1900
急性吸入毒性(蒸気)： LC₅₀ 値 (mg/L/4h) 推定値 ATE_{mix}=32 (毒性未知成分量は 80.2%)
急性吸入毒性(粉じん、ミスト)：
ラット LC₅₀ 値 (mg/L/4h) ♂, ♀ >5.025
皮膚腐食性及び皮膚刺激性：
ウサギ 軽度の刺激性あり (GHS 分類では区分外)
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：
ウサギ 中程度の刺激性あり

皮膚感作性： モルモット 感作性あり
発がん性： 区分2に分類されるエチルベンゼンと灯油を、区分2の濃度限界である1%以上含有することから区分2とした。毒性未知成分量は7.4%。
生殖毒性： 区分1Bに分類されるキシレンとエチルベンゼンを、濃度限界である0.3%以上含有することから区分1Bとした。毒性未知成分量は25%。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)：
区分1(神経系)に分類されるPAPおよび区分1(呼吸器、肝臓、腎臓)に分類されるキシレンを、濃度限界である10%以上含有することから、区分1(神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)とした。
区分3(気道刺激性)に分類されるエチルベンゼンと灯油を、区分3(麻酔作用)に分類されるキシレンと灯油を、濃度限界である20%以上含有することから区分3(気道刺激性、麻酔作用)とした。毒性未知成分量は7.4%。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)：
区分1(呼吸器、神経系)に分類されるキシレンおよび区分2(肝臓、血液系)に分類されるPAPを濃度限界である10%以上含有することから、区分1(呼吸器、神経系)及び区分2(肝臓、血液系)とした。毒性未知成分量は33%。

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)：
急性区分1に分類される成分含量から推定し、区分1とした。毒性未知成分量は25%。
水生環境有害性(長期間)：
慢性区分1に分類される成分含量から推定し、区分1とした。毒性未知成分量は25%。

生態毒性： 製剤のデータ無し。
残留性・分解性： 製剤のデータ無し。
生体蓄積性： 製剤のデータ無し。
土壌中への移動性： 製剤のデータ無し。
オゾン層への有害性： 製剤のデータ無し。

1 3. 廃棄上の注意

法、条例等に従って安全に処理する。または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。
空容器：内容物を使いきった後、3回以上洗浄し適切に処理する。洗浄液は河川、下水等水系に流さないようにする。

1 4. 輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

国連番号： 1993
品名(国連輸送名)： FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.
(ethylbenzene and xylene mixture)
国連分類： 3
容器等級： III
海洋汚染物質： 該当
緊急時応急措置指針番号： 131

1 5. 適用法令

農薬取締法
毒物及び劇物取締法：劇物
消防法：危険物(引火性液体/第四類第二石油類、非水溶性液体、危険等級Ⅲ)

危険物船舶運送及び貯蔵規則

水質汚濁防止法（ゴルフ場使用農薬暫定指導指針）

労働安全衛生法

有機則、作業環境測定法、特殊健康診断

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：

キシレン(政令番号 136)、エチルベンゼン(政令番号 70)、ベンゼン(政令番号 531)、灯油(政令番号 380)、トルエン(政令番号 407)

通知対象物(法 57 条の 2、施行令 18 条の 2)：

キシレン(政令番号 136)、エチルベンゼン(政令番号 70)、ベンゼン(政令番号 531)、灯油(政令番号 380)、トルエン(政令番号 407)

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質：PAP(第一種・管理番号 233)、キシレン(第一種・管理番号 80)、エチルベンゼン(第一種・管理番号 53)、ベンゼン(特定第一種・管理番号 400)、トルエン(第一種・管理番号 300)

16. その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7252 : 2014、GHS に基づく化学物質等の分類方法
- 2) JIS Z 7253 : 2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本データシートの記載内容は、この化学品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。